

令和8年第1回定例会

田舎館村議会予算特別委員会記録

令和8年3月6日

田 舎 館 村 議 会

令和8年第1回田舎館村議会定例会予算特別委員会記録目次

◎令和8年3月6日（金）

付託案件	1
出席委員	1
欠席委員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
出席事務局職員職氏名	2
開会及び開議	3
予算特別委員会委員長の選挙	3
予算特別委員会副委員長の選挙	4
議案第6号 令和8年度田舎館村一般会計予算	4
議案第7号 令和8年度田舎館村国民健康保険特別会計予算	38
議案第8号 令和8年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算	39
議案第9号 令和8年度田舎館村介護保険特別会計予算	39
議案第10号 令和8年度田舎館村農業集落排水事業会計予算	40
議案第11号 令和8年度田舎館村下水道事業会計予算	41
議案第12号 令和8年度田舎館村水道事業会計予算	42
閉会	43

令和8年第1回田舎館村議会定例会予算特別委員会記録

日 時 令和8年3月6日(金) 午前9時開会

付託案件

- 議案第6号 令和8年度田舎館村一般会計予算
- 議案第7号 令和8年度田舎館村国民健康保険特別会計予算
- 議案第8号 令和8年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第9号 令和8年度田舎館村介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和8年度田舎館村農業集落排水事業会計予算
- 議案第11号 令和8年度田舎館村下水道事業会計予算
- 議案第12号 令和8年度田舎館村水道事業会計予算

出席委員(8名)

- 委員 阿 保 勇 人
- 委員 浅 原 尚 子
- 委員 中 山 勝 晴
- 委員 田 澤 隆
- 委員 小 野 正 幸
- 委員 平 川 重 廣
- 委員 品 川 正 人
- 委員 平 田 隆 人

欠席委員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

- 村 長 品 川 新 一
- 副 村 長 金 枝 尚 明
- 教 育 長 工 藤 義 明
- 代 表 監 査 委 員 平 川 正 敏
- 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 阿 保 則 雄
- 農 業 委 員 会 会 長 白 戸 陽 平
- 総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 阿 保 春 仁
- 税 務 課 長 佐々木 貴 詞

住 民 課 長	鈴木 勝
厚 生 課 長	竹内 哲也
産業課長兼農業委員会事務局長	工藤 和裕
建 設 課 長	中村 甲一郎
企 画 観 光 課 長	浅利 高年
会計管理者兼会計課長	小野 淳也
学 校 教 育 課 長	上田 貴光
生 涯 学 習 課 長	佐藤 勝彦

出席事務局職員職氏名

事 務 局 長	相坂 朱美
主 査	福士 貴子

議会事務局長（相坂朱美）

おはようございます。

予算特別委員が選任されてから最初の委員会でありますので、田舎館村議会委員会条例第9条第2項の規定によりまして、年長の平川重廣委員に臨時委員長をお願いいたします。平川委員、臨時委員長席へお着き願います。

臨時委員長（平川重廣委員）

改めまして、おはようございます。

ただいま紹介されました平川重廣でございます。年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行うことになりました。着座にて行います。

委員長選挙までの間ではありますが、委員各位の御協力によりまして、任務を果たしたいと存じます。何卒、格段の御支援を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

開会及び開議

臨時委員長（平川重廣委員）

ただいまの出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、予算特別委員会を開会いたします。

予算特別委員会委員長の選挙

臨時委員長（平川重廣委員）

予算特別委員長の選挙を行います。

臨時委員長において指名したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認め、田澤隆委員を予算特別委員長に指名いたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、田澤隆委員を予算特別委員長に選任することに決定いたしました。

これをもちまして、私の職務を終わり、委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

委員長（田澤隆委員）

予算特別委員長に就任にあたり、一言挨拶を申し上げます。

去る3月2日の本会議において、予算特別委員会が設置され、ただいまの本委員会で委員長の要職に御推挙を賜り、職責の重大さを痛感いたしております。

審査を付託されました案件は、令和8年度田舎館村一般会計予算ほか7件であります。委員長として真に不慣れで、皆様方には御迷惑をおかけすることも多々あると存じますが、その点御容赦いただき、特段の御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

予算特別委員会副委員長の選挙

委員長（田澤隆委員）

これより、副委員長の選挙を行います。

委員長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認め、副委員長に中山勝晴委員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、副委員長に中山勝晴委員を選任することに決定いたしました。

議案第6号 令和8年度田舎館村一般会計予算

委員長（田澤隆委員）

これより、議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第6号から議案第12号までを、順次審査いたします。

議案第6号令和8年度田舎館村一般会計予算を議題といたします。

これより審議に入ります。質疑がある方は挙手していただき、款、項、目、節と項目名をお話ください。

予算事項別明細書、歳入、第1款村税の質疑をお願いいたします。

第2款地方譲与税の質疑を願います。

第3款利子割交付金の質疑を願います。

第4款配当割交付金の質疑を願います。

第5款株式等譲渡所得割交付金の質疑を願います。

第6款法人事業税交付金の質疑を願います。

第7款地方消費税交付金の質疑を願います。

第8款環境性能割交付金の質疑を願います。

第9款地方特例交付金の質疑を願います。

第10款地方交付税の質疑を願います。

第11款交通安全対策特別交付金の質疑を願います。

第12款分担金及び負担金の質疑を願います。

第13款使用料及び手数料の質疑を願います。

第14款国庫支出金の質疑を願います。

第15款県出資金の質疑を願います。

第16款財産収入の質疑を願います。

第17款寄附金の質疑を願います。

第18款繰入金の質疑を願います。

第19款繰越金の質疑を願います。

第20款諸収入の質疑を願います。

第21款村債の質疑を願います。

歳出、第1款議会費の質疑を願います。

第2款総務費の質疑を願います。

小野委員。

小野正幸委員

小野でございます。私の方からは、2款1項1目13節、ページは31ページになります。ここに自動車借上料328万8,000円とありますが、これはどこの部分を指すのか、お教え願えればと思います。

委員長（田澤隆委員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。御質問の自動車借上料でございますけども。予算額といたしましては、タクシー・バス等の借上料のほかに今年度、過去に村長車の方の購入をしたということで予算化をして、議員の皆様から予算を議決いただいたところなんですが、購入したい車が入札までに至らなくて購入することができませんでした。今年度は購入ではなくて、リースという形で、ぜひ村長車を確保したいというところで、今年度、村長車の借上料といたしまして、250万ほどの予算を計上しているものでございます。以上です。

委員長（田澤隆委員）

小野委員。

小野正幸委員

250万って言いますと、80、70万、およそ80万ほど。これは、それに村長車にかかる部分の経費みたいな形になるんですか。

委員長（田澤隆委員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、リースですので、当然借入れのものもありますし、車検であるとか、そういった維持費的なものも全てひっくるめてのリースの単価ということになってございます。以上です。

委員長（田澤隆委員）

小野委員。

小野正幸委員

はい、分かりました。ありがとうございます。リースですので運転手は別に職員が関わるといことで、ぜひ事故のないように進めていただければなと思います。はい、ありがとうございました。

委員長（田澤隆委員）

ほかに質疑はございませんか。

それでは、第3款民生費の質疑を願います。

浅原委員。

浅原尚子委員

私は54ページ、3款民生費の1項社会福祉費の3目障害福祉費、12節委託料。障害者計画策定業務委託料469万7,000円ということなんですけれども、どのような内容かお知らせいただきたいと思います。

委員長（田澤隆委員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。金額が469万7,000円の障害者計画策定業務委託料ですけれども、これ10年に1回作る計画でございまして。来年度、令和8年度中に作るので、令和9年から令和18年までを作るための計画でございまして、いろいろ業務等がですね、アンケート調査や集計、あとその分析など等もございましたので、業者の方へ委託して、その計画を策定したいということで今回計上してございます。以上です。

委員長（田澤隆委員）

ほかに質疑ございませんか。

平川委員。

平川重廣委員

同じく51ページの3款民生費、1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費、14節の工事請負費のふれあいセンターの屋根改修工事費なんですけれども、1,185万8,000円。これが計上されました。このふれあいセンター開業から10年経ったと思いますが、今までこれを、手をつけていなかったのか、それとも何年に一度はこのぐらいのお金を要するのか、お答えをお願いします。

委員長（田澤隆委員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

ふれあいセンターの屋根改修工事ですけども。以前、屋根の塗装ということで平成21年にやってございました。それ以降は手をつけないできて、現在、御存知かと思えますけども、ダクト部分のところが特に腐食等してましたので、今回やる内容としてはその部分は葺き替えと、トタン外して葺き返して、あと残りの部分は塗装という形での今回の金額等々になりました。以上です。

委員長（田澤隆委員）

平川委員。

平川重廣委員

この屋根に関しては、私の記憶では一般質問にも以前もあったと思うわけです。それでずっと手を付けないで、今まで、さっき平成何年でしたっけ、やってきたということで。我々素人から考えると、自分のうちの屋根でも5年から10年のうちに一度ぐらいやっておけば、これほど腐食する問題じゃないと思うんですが。どういうわけか行政側というのは、建物を建てて、小学校もそのとおりでありましたけれども、期間が非常に長いということで、これを考えを直すつもりはないわけですか。

委員長（田澤隆委員）

厚生課長。

平川重廣委員

委員さんおっしゃっているとおり、こちら10年以内等でトタンの塗り替えとかそういうふうなことは必要であるかとは思いますが。今現在も悪くなってきて分かったのも2、3年前から分かってはきてたんですけども、やっと予算の方の確保ができたということで、今年度計上したものでございます。以上です。

委員長（田澤隆委員）

平川委員。

平川重廣委員

今課長が、やっと3年前からやって予算がついたということなんですけども、温泉に来る爺様、婆様たちは、あの屋根どうなるんだべと。我々もう少し高いお金を払ってもいいから

ペンキ塗ってくださいよと。そこまで馬鹿にしてるのか、心配してるのか。非常に私だけ地元近くの、温泉の近くの人として、また私も利用しておりますけども、非常に恥ずかしい思いをしておりますので。ぜひ今回改修、塗装工事終わった後は、やっぱり行政の方も目視して、これは駄目なんだなというときは予算をつけて必ず塗装してくださるように。そうするとこの村では、建物ともしっかり管理してるんだなというそれが出てくると思いますんで。ぜひそれを実行していただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。

委員長（田澤隆委員）

ほかにございませつか。

浅原委員。

浅原尚子委員

ページ、54ページで、3款民生費、1項社会福祉費の5目重層的支援体制整備事業費、12節の委託料です。地域子育て支援拠点指定管理委託料413万2,000円とございますが、これはどのようなものに使うことで、どこに委託料として支払われるのか教えていただきたいです。

委員長（田澤隆委員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。地域子育て支援拠点事業の内容ですけども、子育て中の親が気軽に集いの場を作ることと、あと相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場を提供するというような事業でございまして、その場を児童センターの中にですね、作りまして、児童センターを委託する指定管理受ける次の業者が、この事業を担うこととなつてございます。以上です。

委員長（田澤隆委員）

浅原委員。

浅原尚子委員

そうすれば、これの委託料、また児童館の方には別の委託料も入るわけですよ。そうすると児童館の方には総額どれぐらいの予算で行くのか、合計金額を教えていただきたい

です。

委員長（田澤隆委員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。款項目でいくと3・2・4ですね。3款2項4目の12節の委託料のところに児童館・放課後児童クラブ指定管理委託料の2,900万ちょっとと、今の子育て拠点の400万ちょっと。その合計額が、児童センターの方へ委託料として支払われることとなります。

委員長（田澤隆委員）

浅原委員。

浅原尚子委員

はい、分かりました。ありがとうございます。そうすると、この子育て、その事業に対しての委託料ということですが、児童館の方でこれは、何て言うんでしょう、そういう子育てサロンありますよってというようなPRですとかしているのか。また、その利用者っていうものは年間どれぐらいいるのか。分かる範囲でお願いいたします。

委員長（田澤隆委員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。児童館、児童センターの利用については日々100人弱ぐらいの利用者がございまして、先ほどの子育て拠点の方の事業についてはそんなに利用している人はいません。PRとしては、児童館だより等々に載せてございますし、ローカル的な新聞ですが、津軽新報等々にも載せてPRしてございます。以上です。

委員長（田澤隆委員）

浅原委員。

浅原尚子委員

新しい指定管理のところには、こういう目的で委託料っていうのが入るっていうのは、連絡はちゃんと申し送りしてあるということで捉えてよろしいのでしょうか。

委員長（田澤隆委員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

委員のおっしゃるとおりでございます。

委員長（田澤隆委員）

ほかにございませんか。

それでは、4款衛生費の質疑を願います。

阿保委員。

阿保勇人委員

63ページの4款1項5目12節の一般廃棄物収集業務委託料についてお伺いします。一般廃棄物収集業務委託料として約3,280万円が新たに計上されることとなった理由について、概要を御説明いただければと思います。

委員長（田澤隆委員）

住民課長。

住民課長（鈴木勝）

はい、お答えいたします。今の一般廃棄物収集業務委託料でございますが、今現在は黒石地区清掃施設組合が管内の市町村の収集運搬業務について、一括して契約してございます。4月から弘前に広域化することになりますが、弘前地区環境整備事務組合におきましては収集運搬については各市町村がそれぞれ契約することとなっておりますので、今回燃やせるごみ、燃やせないごみと粗大ごみ、この3つについては、今度は村が収集運搬業者と契約することになりますので、新たに計上したものでございます。以上です。

委員長（田澤隆委員）

阿保議員。

阿保勇人委員

ありがとうございました。

委員長（田澤隆委員）

ほかにございませんか。

第5款労働費の質疑を願います。

第6款農林水産業費の質疑を願います。

平川委員。

平川重廣委員

6款の農林水産業費、1項農業費、5目の農村公園費、12節の委託料で、ここに農村公園管理委託料72万とあります。これは手っ取り早い話、川部のところにある公園なわけです。あそこは多分私の知る限りではシルバーに委託してると思うんですが、非常に粗末です。また、朽ちた木の跡もありまして、子どもたちが当然あそこで遊ぶような状態ではない。藤の花ももうすごく、藤の花じゃない。木そのものも大変なわけです。あそこももっとお金をかけないと本当に大変な場所になってしまうと思います。夏過ぎますと、虫がすごく出てくるわけです。木もあるのでアメリカ（シロヒトリ）も出てきますし。せめて何のついた公園であれば、もっとお金をかけ、誰もが見ても、あぁいい公園だなと思うようにしていただきたいという予算の取り付け方ですが。あそこには駐車場がありまして、非常に、車で来た方があそこで休むわけです。トイレもありますし。休んだ後には煙草のポイ捨て。飲み物のペットボトルや缶、それが捨てていく。非常に悪い場所的な状態になっておるのを、行政の方はまずご存知なのでしょうか。あとこれにつきまして、予算もこの倍以上つけていただかなければ、当然公園として私は見なされないと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（田澤隆委員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

お答えします。議員おっしゃるとおり、川部の農村広場につきましては清掃業務をシルバー人材センターの方に委託しております。管理が良くないのではとか、駐車場のごみとかあるのではないかということでしたけども、ごみ拾いにつきましては4月から11月までなんですけども、週2回でしたか、行って拾っています。更に、その木の管理も藤棚に関

しては去年かなり剪定したんですけども、また伸びてきているかもしれませんが、やっています。更に清掃してもらうために予算を多くというわけですけども、来年度は人件費等々上がってますんで、8年度の予算は昨年度よりは増えております。以上です。

委員長（田澤隆委員）

平川委員。

平川重廣委員

今課長がおっしゃったことは、普通のことだと思いますが。まず一つには、あそこに大きい舞台があるわけです。舞台に向かって右側のところ、陰ね、そこには伐採した枝がそのまま積んでおります。あれ煙草の火でもやられたら、第一巻の終わりなんです。剪定したら、その枝を片付ける。それが私は当たり前のことだと思いますが、いつ頃からか枝がそこに放置しっぱなし。そういうのもあります。そういうのをやっぱり、ぜひ一度雪が消えたら、巡回していただいて、ああ、これはやっぱり駄目なんだなと、そういうふうな行政の目から見た公園を作ってほしいと思いますし。

また、今年もまた空き缶拾いがあります。空き缶拾いで農村公園に行くのは、皆さんが嫌なわけです。すごく缶があります。週に何回か、週に1回か2回清掃していると言っておりますが。清掃はしてると思うんですが、それ以上にごみを捨てられるというのが現状なわけですので、ぜひ空き缶拾いの前にもう一度清掃を丁寧にやっていただきたいと思います。私の質問は終わります。

委員長（田澤隆委員）

ほかにございませんか。

浅原委員。

浅原尚子委員

6款1項農業費です。3目農業振興費の18節負担金、補助金及び交付金の農業次世代人材投資事業補助金60万の内容をお知らせ願います。

委員長（田澤隆委員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

お答えします。新規就農者のための、経営の不安定な就農初期段階においての、農業意欲の喚起と就農後の安定を図るための補助金です。以上です。

委員長（田澤隆委員）

浅原委員。

浅原尚子委員

はい、分かりました。そうするとその同じ18節なんですけれども、新規就農者育成総合対策事業補助金の75万はどのような内容かお知らせください。

委員長（田澤隆委員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

こちらの方は先ほどの次世代人材事業の名称が令和4年度に変更されて、こちらの事業になっております。以上です。

委員長（田澤隆委員）

浅原委員。

浅原尚子委員

ということは、同じ内容っていうことでしょうか。

委員長（田澤隆委員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

内容的には似たようなものになっております。以上です。

委員長（田澤隆委員）

浅原委員。

浅原尚子委員

はい、分かりました。新規の農業支援っていうことで捉えてよろしいんですよね。はい。それが今年は60万と75万と組まれてるんですけど、去年は240万と375万。倍以上の予算だったんですけども、今年その減った理由というのは特に何かあるんでしょうか。

委員長（田澤隆委員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

次世代の方につきましては、今年の前期で交付が終了。去年は2人おられたんですが、1人になると、別の方も人数が減ります。以上です。

委員長（田澤隆委員）

浅原委員。

浅原尚子委員

減るということは、次の年もその人がもらえるっていうような内容の予算なんですか。それとも、また本当に新規、その1年だけの内容なのか、お知らせください。

委員長（田澤隆委員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

次世代の方につきましては3年もらえます。その3年くるので、減るということになります。もう一つ言えば、来年度はその新規受ける方いないので、予算が少なくなったものです。

委員長（田澤隆委員）

浅原委員。

浅原尚子委員

はい、分かりました。ありがとうございます。やっぱりこういう新規就農、若い人とか新しく始める人の支援って大事だと思うので、予算をしっかりと組んでいただきたいなと思います。ありがとうございました。

委員長（田澤隆委員）

ほかございませんか。

第7款商工費の質疑を願います。

平川議員。

平川重廣委員

7款の商工費、1項商工費の4目観光費、18節の負担金、補助金及び交付金ということで、冬の田んぼアート実行委員会費が420万ですか、420万ついておるわけですが。私自身は冬の田んぼアートについては反対なわけです。なぜかというところ一生懸命やって、それは努力は認めます。素晴らしい作品にもなります。しかし、できたその後、雪が降って見えない。雪像と違って足の跡なんです。これに一生懸命努力してやった、その甲斐もむなしく消えてしまう。これは、私は観光として無駄なお金を使ってるんじゃないかと思いますが、村長いかがでしょうか。

委員長（田澤隆委員）

村長。

村長（品川新一）

ただいまの質問にお答えします。冬の田んぼアートは確かにお金もかかるし、大変なこととは分かってますけども。今年やったのはサイモン・ベックさんが来るということで、とにかく今年1年も実施しよう。来年度以降に関しては、また検討する余地があると思いますので、そこいら辺を検討しながら。ただ、こういう観光のイベントといいますか、なかなかすぐとできるもんじゃありませんので。来てる人から見れば大したもんだと、田舎館のこの田んぼアートは大したもんだと。稲と石と、それからこの冬の田んぼアート。こういうのパターンを組み合わせた観光目的は、すごいもんだという評判もいただいておりますので、そこら辺を加味しながら、今後検討したいと思います。

委員長（田澤隆委員）

平川議員。

平川重廣委員

今村長はずっと続ける意欲があるようなお答えでしたが、私はこの冬のアートにお金を取って見せる必要があるのかと思うんです。全て無料開放して、どうせやるのであれば、無料開放。これでお金取ったって大したことないでしょう。420万も儲けるわけじゃない。

営利を目的としてないんだったら、全部無料開放。そして、ああ素晴らしいなど。県外からも来る、田舎館は素晴らしいんだなと思うようにしていただけたらいかがでしょうか。

委員長（田澤隆委員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

お答えいたします。委員おっしゃるとおり、観光には利益は伴わないということですが、やはりお金をいただいている理由というのが、展望所に入館する入館料ということでいただいておりますので、アートの拝観料としてはいただいておりますので。入館する際にはエレベーターも使いますし、電気料も使うということで入館料をいただいているところでございますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

委員長（田澤隆委員）

平川委員。

平川重廣委員

エレベーターに昇って、どのぐらいお金入りました。エレベーターの修繕、修理、それにはどのぐらいかかるか、そこを考えて見ていただきたいと思います。もし資料がありましたら、説明願います。資料がなければいいですよ。ぜひともエレベーターの修理でどんと赤にならないようにね。

委員長（田澤隆委員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。今御覧になってる予算書の75ページにですね、エレベーター保守の委託料が46万9,000円ということで載っております。これが全て第2田んぼアートの展望所のエレベーターの保守となっております。今のところこの保守点検料だけで修繕等はございません。以上です。

委員長（田澤隆委員）

ほかにございませんか。

浅原委員。

浅原尚子委員

私は同じく、今の冬の田んぼアート実行委員会負担金420万の内訳を教えてくださいなと思います。

委員長（田澤隆委員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい。今年行われた冬の田んぼアートの内訳でいきますと、390万ほどがイベント業者の委託料となっております。その中には、スーパーハウス、プレハブですね、店舗として使ったスーパーハウスの賃借料とか、運搬料。それから、ライトアップのためのライトの設営ですとか、イベントを開催するにあたって必要なもの、看板等ポスターチラシ等も全部含んで委託しております。そのほか、ワークショップを開催したりしてますけども、そちらの委託料ですとか、そういったものがあります。ほぼイベント会社への委託料ということですね。以上です。

委員長（田澤隆委員）

浅原委員。

浅原尚子委員

はい。ありがとうございます。そうすると、結局今年の冬の田んぼアートの収入というものはもう出たんでしょうか。今、分かりますか。

委員長（田澤隆委員）

すいません、今それはまだ。予算のこの内容とはまた別なので。

浅原尚子委員

はい、質問変えます。そうすると結局これがただの負担金になって収入と見合わない、やはり財政的に無理があるのではないかなと私は思うんです。そうすれば、それは後ほど観光課長の方に聞きに行きたいなと思いますので、教えてくださいなと思います。

委員長（田澤隆委員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。観光行政というのがですね、プラスになればいいんでしょうけども。よく水商売と言われますが、お客が来るのをずっと待って店を開けてるといものが観光でございまして。お客を誘客するためにいろんなPRポスター、チラシ作ったりですとか、イベントに出向いてPRしてくるとか、そういったやはりお金がかかるものでございます。それでプラスになればいいんでしょうけども、実際には今はなっていないと。10年ぐらい前の田んぼアートですとプラスにはなっていたと思うんですが、今の状況では人流があまりこちらに流れてきていないと、インバウンドの方にもまだPRそれほど強くされていないということで、今後、インバウンドにも力を入れていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長（田澤隆委員）

浅原委員。

浅原尚子委員

プラスになるようにしていかなければいけないのではないかと思います。ありがとうございます。

委員長（田澤隆委員）

ほかに質疑ございませんか。

第8款土木費の質疑を願います。

平川委員。

平川重廣委員

同じく77ページの8款土木費、1項の土木管理費、1目土木総務費、12節の委託料ということで。川部立体交差緑地管理業務委託料が6万円と少ないお金です。今、川部の立体交差のここ、知ってる方も知らない方もいると思いますが、すごく、いわばうちの方ではロータリー、ロータリーと言ってるんですが。細長くて、面積もすごく大きいわけです。爺さん、婆さんたち、いわゆる老人クラブがこの6万円のお金をいただいて、ずっと花を植えて、去年でしたか何か県から表彰されたということもあります。あまりにもこの管

理がどでかいこと、また老人クラブの方が集まってくれない。けども、これをやらなければならないということで非常に苦しんでおります。夏の暑いときはやっぱり喉も渴きます。ジュースの1本も飲まなければならない。近くに川部和泉交流センターがありますので、そこで休憩したりしておりますが。とてもこの6万円では維持管理はできないと。私地区の会長やっておりますんで、話に来ました。辞めたいということで。どこでも、この6万円では受けるところはないと思いますし。また、あそこ管理しないと草がボーボー、あつという間に草が生えてしまうと思います。あそこに花を植えてるのが、または花は、また5万円の違う予算で買ってございまして。一生懸命やっておるわけですが。ぜひともこの6万円を倍にはしろというわけにはいきませんが、2万円でも、3万円でもこれにつけていただいて。老人の人たちがあそこで健康のためにこうして草を取ってるんだと、花を管理してるんだという目的を持たせて私はいただきたいと思ひまして。ぜひとも6万円以上10万円以下の予算付けということで、よろしく願いいたします。

委員長（田澤隆委員）

ほかに質問ございませんか。

平川重廣委員

誰もいなければ、村長に答弁お願いします。担当課がいませんので。村長もあそこ見たと思います。多分、副村長も見たと思います。見たことないのか。委員長どうなっているの。

委員長（田澤隆委員）

質問、相手がちょっと明確でございました。

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

お答えします。まずは、日頃の感謝についてお礼申し上げます。川部のロータリーの部分の管理につきましては、昨年本当に県の方からも表彰されたりしまして、非常にありがたいし、素晴らしいことだと思っております。公園料の値上げ等については、全体的な公園の管理とか、その他諸々他の管理との兼ね合いもありますので、一つの検討課題とはさせていただきたいなとは思ひます。以上です。

委員長（田澤隆委員）

平川委員。

平川重廣委員

逃げ道ですよ。検討課題というのはね。いつまでに検討するのか。まずはね。そこなんです。1年後にそうしましょうかとか。ただ検討課題であれば、待ってる年寄りたちが亡くなって、死んでしまうんですよ。ですから、年寄りに、いやあ平川、おめやったら1万円でも付けでけだはんで、ありがでじゃと。そういうふうな、行政でも褒め殺しするような考えを持っていただきたいけども、課長はいかがでしょう。

委員長（田澤隆委員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

感謝は本当に、私が思うのは、勿論しています。かと言って、その中で簡単に値上げするっていうのも、また、ちょっとそこは検討しながらということになります。時期等につきましてはちょっと今申し上げることはできません。来年度の予算としては、今のこの金額で何とか頑張っていたきたいなど。苦しいところは、いろいろあるかと思いますが、よろしくお願いします。

委員長（田澤隆委員）

平川委員。

平川重廣委員

課長、最後に一言だけ。四十四億三千いくらのお金がある。それに1万円、2万円プラスするだけ。あとの、この6万円の項目以外に、何かないものですか。例えば、何々費でこれをつけるとか。6万円は6万円。で、この暑さのために何々費を1万円つけてくれるとか。そういうふうな配慮は、やっぱりないものでしょうか。総務課長。

委員長（田澤隆委員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。村税等々、限られた予算の中で組み立てた予算でございます。

す。いろいろもっと検討するべきところはあるかもしれませんが、今回提案させていただいたのは、いろいろ検討をした結果のものでございます。以上です。

(平川重廣委員「ありがとうございます。」と言う。)

委員長（田澤隆委員）

ほかにございませんか。

小野委員。

小野正幸委員

私の方から二つほど質問させていただきます。8款2項1目14節舗装補修等工事費6,459万6,000円とありますが、まずはこの原資をお伺いしたいなというふうに思います。

委員長（田澤隆委員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

通常、国からの補助金で社総交と呼ばれるものがあるんですけども。ちょっと今、正式名称がパッと出てこないんですけども。

委員長（田澤隆委員）

暫時、休憩いたします。

午前9時53分

休憩を解き、建設課長。

午前9時54分

建設課長（中村甲一郎）

はい、お答えします。原資は何かということで、社総交と言われる社会資本整備総合交付金と起債、過疎債を充当して対応したいと思います。以上です。

委員長（田澤隆委員）

小野委員。

小野正幸委員

今の起債等々、これ歳入の方の村債、土木費の方からの5,060万、この金額っていうのがこれに充当するという考え方なんですか。

委員長（田澤隆委員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。すいません、ページの的には26ページになるんですが、村債の土木債、道路橋梁費の中に6,310万円。こちらの内訳といたしまして、道路橋梁費の補修工事に対しましては、5,010万円ということで起債を考えてございます。以上です。

委員長（田澤隆委員）

小野委員。

小野正幸委員

ありがとうございました。舗装補修等工事費については、お伺いしました。

続いて、同じく14節の側溝整備等工事費、これについての原資も併せてお願いしたいなというふうに思います。

委員長（田澤隆委員）

休憩いたします。

午前9時56分

休憩を解きます。

午前9時56分

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

はい、お答えします。まず、補助金として先ほどと同じ、同様の社総交。あと、核燃料物質等取扱税交付金というものが、充当しております。以上です。

委員長（田澤隆委員）

小野委員。

小野正幸委員

ありがとうございました。ちょっと併せて1点お伺いします。これ、舗装補修については地区が分かるのであれば、それをお知らせしたいのと、同じく側溝整備もお知らせ願えればなというふうに思います。

委員長（田澤隆委員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

はい、お答えします。まず舗装の補修ということですが、川部・堂野前線、これ継続事業でございます。それ以外のところは、八反田21号線、田舎館・八反田線、川部19号線というところです。

あと、側溝補修ということですが、側溝補修についてはこちらも継続で、八反田の地区の側溝、あとは川部の廃堰の整備ということで予算計上しています。以上です。

委員長（田澤隆委員）

最後となります。小野委員。

小野正幸委員

ありがとうございました。廃堰もいろいろと話題になっている部分でございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

委員長（田澤隆委員）

ほかにございませんか。

小野委員。

小野正幸委員

同じく8款2項3目12節除雪対策費の委託料、除雪業務委託料として3,324万。これ予算計上してありますが、来年度も今年度の状況を踏まえての予算計上なのか、その辺ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。村民の苦情に対する速やかな除排雪、これを考

えてのことかなと思いますが、その辺ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

委員長（田澤隆委員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

はい、お答えします。除雪の費用に関して、委託料に関わらずですけども、当初予算で計上しているものについては、ある程度例年並みに、物価高等の分を加味した金額として考えております。以上です。

委員長（田澤隆委員）

小野委員。

小野正幸委員

この委託に当たって、これ質問の内容当てるかどうかちょっと、合ってなかったら止めてください。業者の選定なかなか難しいと思いますが、これについての来年度、今年度の村民の苦情等々考えたときに、見直しであったり、併わせて青森のことがないような体制作りをしていくためには、田舎館としてどうすればいいのかという、その辺を考慮しての最終的な当初予算ということなのか、その辺ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

委員長（田澤隆委員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

はい、お答えします。来年度への対策ということで、一応、路線等については今のところ見直し等は考えていないんですけども、回数とか、その辺については。ただ、一応春にはもう一度今年度を振り返って、業者との意見交換であるとかそういったものは行いながら、次年度へ向けて改善できるところないかっていうのは、考えていきたいなというふうには思っています。以上です。

委員長（田澤隆委員）

小野委員。

小野正幸委員

ありがとうございます。ぜひとも皆さんから、やってもらってありがたいというふうなお声をお聞きしたいと思いますので、業者との意見交換というのは、これ必要かなというふうに思います。何とかよろしくをお願いします。

続いて、8款3項3目14節の工事請負費についてお伺いします。川部児童公園改修工事費1億1,000万8,000円。これ盛ってございますが、まず、これも原資の方をお願いしたいなというふうにお伺いします。

委員長（田澤隆委員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

お答えします。こちら国の補助で、都市構造再編集集中支援事業費補助金になっております。以上です。

委員長（田澤隆委員）

小野委員。

小野正幸委員

これ、国だけでございますか。陸橋の下ということで、橋の下ということで、県有地ですか、あそこは。県有地だとすれば、県の方からの補助金等々はないのかということと、併せて整備内容、どういうふうな内容で整備していくのか。その辺をお伺いできればなというふうに思います。

委員長（田澤隆委員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

はい、お答えします。あそこ、県の補助とかはありません。国の補助だけです。あと、工事の内容ということですが、今ある既存、大幅なりニューアルと、フルリニューアルと考えていただきたいとします。既存のトイレであるとか、建物、遊具、フェンス等は全てリニューアルされるというような内容で、土地もある程度造成もし直して、新しく。内容としては、今あるものを再構築するようなイメージで考えていただければいいの

かなというふうに思います。以上です。

委員長（田澤隆委員）

小野委員。

小野正幸委員

あそこに建物があるっていうのは、かなり古くなっていると思います。あれはトイレとしてお使いになっているものでしょうか。あそこへ行くのにも、車は置けないような、中に入って来れないようになっていうか、そんなに入れられないような土地柄なのかなというふうに思いますけども。車で来ない親子連れで多分来られる方も、リニューアルすればあるかと思うんですね。そういったときに、そういった歩いて来ればよろしいんでしょうけども、車で来られた方の対応、これらはどういうふうに考えているのかということ。もう一つ、今までの分かる範囲で利用頻度、利用者とまではカウントしてないと思いますので、利用頻度が分かればお教え願えればなというふうに思います。

委員長（田澤隆委員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

はい、お答えします。利用者の方の駐車場対策ということですが、そこについては県道側、よくある県道側とかはちょっとそこは難しいと思いますので、裏の方を使っただけのことになるのかなというふうに思いますし。あそこは近くにヤードで駐車場もありますので、そちらの方を御利用いただければいいのかなというふうには思います。利用頻度に関してはちょっと手持ちとして資料ございませんので、申し訳ありませんが回答できないということですのでよろしくお願いします。

委員長（田澤隆委員）

小野委員。

小野正幸委員

ありがとうございます。リニューアルされて、やっぱり私は、子どもは宝だと思ってますので、子どもが安全で遊べる地域、親御さんが安心して子どもたちを育てられる公園、それにこの予算がついてるってことは大変喜ばしいことだと思いますし。何とか1人でも多く、あそこに遊びに行ってもらえればなというふうに思います。一つよろしくお願

ます。

委員長（田澤隆委員）

ほかに質疑はございませんか。

平田委員。

平田隆人委員

今の関連でありますけれども。この土木費8款の3項の3目の公園費。今、小野議員がおっしゃったんですけれども。何か、川部の名前付けば、随分、川部の名前付いて、平川議員も張り切っているわけなんですけれども。一つ前の児童公園委託料、川部駅前児童公園改修工事設計業務委託881万。これ、委託して来年度工事になるかと思うんですけども。この予算という、これでいけば1億またいくらかかかるわけでしょ、工事費というのは。委託して工事費に上げるわけですから。この、今のこの1億1,000万の委託料はいくらであったんですか。どのぐらいあったんですか。

委員長（田澤隆委員）

暫時、休憩といたします。

午前10時09分

休憩を解きます。

午前10時10分

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

お答えします。昨年は708万4,000円です。以上です。

委員長（田澤隆委員）

平田委員。

平田隆人委員

700万ちょっとでということであれば、川部の児童公園改修工事費も大体1億円の公園の改修工事になると思うんですけれども。川部、川部ばかり公園あるわけじゃないんで。何で

川部かということですよ。私に言わせれば。児童公園、今1億やるのも、川部から何か要望があってこういう予算ついたわけですか。何でこの川部、川部2か所、100メートルも以内にですよ、公園に2か所も整備する必要があるのか。お聞きします。

委員長（田澤隆委員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

はい、お答えします。今回この川部の駅前の公園と川部公園と、2か所、なぜやるのかということですが、これ令和5年からの5か年で行っているヤード開発の関係の事業の一環です。そこ、都市を作って人口誘導していくために、必要な環境整備という意味合いで、補助金もある程度いただけるので。その中で特に村の中でも最も古い公園の一つでございますので。約50年は経ってませんが、46年ぐらい経っている公園でございますので。補助金等そういうものが活用できるので、有効的に整備をしていきたいなという考えで行いました。以上です。

委員長（田澤隆委員）

ほかに質疑ございませんか。

平田委員。

平田隆人委員

一つ前の防雪柵設置工事、場所はどこなんですか。2,932万5,000円。

委員長（田澤隆委員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

お答えします。こちら、例年やっている場所で、十二川原・堂野前線と二津屋・高田線という2か所に分けてるんですけども。農道とか村で設置を、毎年し直ししないといけない場所がありまして。

（平田委員「新規ではない。」と言う。）

そうです、そういうことです。以上です。

委員長（田澤隆委員）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

それでは、一旦ここで休憩とさせていただきます。開会は10時25分となりますので、よろしくお願いたします。 午前10時13分

それでは、休憩を解き、委員会を再開いたします。 午前10時25分

第9款消防費の質疑を願います。

平川委員。

平川重廣委員

9款の消防費、1項消防費、5目の災害対策費の18節負担金、補助金及び交付金とあります。ドローンの講習受講料が35万2,000円となっております。これは1人でこの講習料なのか、何人かなのか。あくまでもこれ役場の職員だけなのか、まずお伺いたします。

委員長（田澤隆委員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。ドローンの講習会でございますが、これは委託でしたので、その講習会全体としての予算でございます。何名かというのは、今年度でいきますと6名とか、そういった人数を対象に、講習会をやっていたかなと記憶してございます。これの目的といたしましては、役場の方でドローンを一機所有しておりまして、それを職員が災害時等々において活用できるためということで、職員を対象に今現在は行っているものでありますので、今のところ、例えば村民の方に広げるであるとか、そういったところの考えはちょっと持っておりません。以上です。

委員長（田澤隆委員）

平川委員。

平川重廣委員

6名で、この金額で受けるんだったら、1人5,000円ぐらいですか。こんなもんでドローンの運転手ができるの。

それと、この講習をやってそのドローンを飛ばす。飛ばすのはいいけども、雨が降ればドローンが飛ばない。風が、強風が出るとドローンを飛ばせない。あんな小さなおもちゃに、何でこういう講習するの。もっと大きな戦争に使うようなドローンじゃなくても、もっと大きい災害のあったとき、すぐ飛べるような、あれはすぐ駄目にして、大きいのをぜひ買って、何にでも使えるようなドローンにすることは考えてもないですか。

委員長（田澤隆委員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

まず、御質問の最初のこの受講料、講習会の方のお話ですけども、これはあくまで講習会のお金でございます。あと手数料の方に3万6,000円等々ございますけども、こちらの方に要はドローンの更新手続きであるとか、そういった手続き。免許の方はまた別のところで予算がかかっているというところ。

それと、村で持っているドローンについてですけども、当時買った金額ちょっと今記憶ございませんけども、かなり高額なものでございました。ただ、そういった悪天候のときっていうのは使えないっていうのと、役場で想定しているのが、災害、まさに今災害が起こっているときに使うっていうことではなくて、災害の後の被害の確認であるとか、そういったところですので、きちんと安全が確保できているところで飛ばすというところを目的としてましたので、特段問題はないかなというのと。実際に被災している状態でありますと、役場のみならず、例えば自衛隊であるとかそういったところの協力を得ることになりますので、その際はそういったところで所有しているものを活用しながらというところも考えられるのかなと思っております。今、急遽村の方でそういったどういった条件でも飛ばせるような大きいドローンっていうのを購入するっていうところは、ちょっと検討はしてございません。以上です。

委員長（田澤隆委員）

平川委員。

平川重廣委員

私もその説明は初めて聞きました。村では、役場でドローンは持っているんだという、やっぱり住民が多くおります。ドローンというのは、住民、私も含めて無知な人たちが災害とかそういうふうにするもんだっていう意識が私はあると思うんです。災害の後とかその前とか、そういうふうな村民に対して、そのドローンに対して、説明は、私はなかったと思いますし、今初めて聞きました。ですから、こんな質問をしたわけです。雨が降ったら飛ばないドローン、何なのかと。このドローンに対して、私は説明不足だと思います。免許を取る以前の、この講習のこのお金なわけですよ。免許は、また別のお金がかかるわけなんでしょう。それを何人行くの、役場で本当に必要なのか。1人か2人であればいいのか、10人ぐらいあればいいのか。講習だけ受けても、免許がなければ運転業務できないのか。ちょっとお答えをお願いします。

委員長（田澤隆委員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、飛ばして、ことに対して免許の方は必要となりますので、今まさに毎年職員の方に免許を取らせるふうにしております。何名必要なのかというところですけども、職員は人事異動で変わっていきますので。例えば、現在、産業課ですとか、建設課ですとか、そういった何かあったときに使うであろう職員の方に取らせますけども、その取った職員もその内、人事異動で違う課に異動していきますので。そういったことも踏まえて、できるだけ多く取らせるということで今は進んでおります。いつこれを止めるかっていうのはちょっと今のところ計画的なものございませんので、ある程度人数が確保できれば、それはそこで止めるっていうのも考えられるのかなというふうには思っております。以上です。

委員長（田澤隆委員）

平川委員。

平川重廣委員

私、知識がないのでお伺いいたしますが、ドローンというのは大きいのも小さいのも同じ免許でよろしいものですか。例えば、車、大型免許とか、それがあると思っていますので。もし知識ありましたら。

委員長（田澤隆委員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、申し訳ありません。役場で所有しているものに対して、今我々、私の方でそれしか知識がございませんので、先ほど言ったとおり、例えば、重いもの荷物運べるであるとか、そういった大型になるとどうなるかっていうところは、ちょっと考えたことがございませんでした。申し訳ありません。

（平川重廣委員「ありがとうございます。」と言う。）

委員長（田澤隆委員）

ほかに質疑の方ございませんか。

第10款教育費の質疑を願います。

はい、阿保委員。

阿保勇人委員

93ページの10款2項2目18節の負担金、補助及び交付金の修学旅行補助金について、2点お伺いします。こちらの修学旅行補助は大変有難い補助でして、小学校、中学校に対しての、1人についての補助額はいくらになるのでしょうか。

委員長（田澤隆委員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

はい、お答えいたします。ただいまの質問の、修学旅行費補助金の1人当たりの補助額ということについてなんですけれども。まず小学校に対しては1人当たり3万円ということになってございます。一応その理由としましては、1人当たりの旅費がですね、大体5万円から5万5,000円の間だということで、その金額ということで設定してございます。それから、中学校の修学旅行の補助金なんですけど、こちらに関しては1人当たり5万円ということになっておまして、こちらの方の旅費に関しては約9万円くらいだということで。これに関する財源としましては、子ども・子育て交付金というものがありますので、そちらの方で充当してやっているということでございます。以上です。

委員長（田澤隆委員）

阿保委員。

阿保勇人委員

ありがとうございました。2点目の質問は、小学校と中学校での差額を聞きたかったの
で、理解いたしました。ありがとうございます。

委員長（田澤隆委員）

ほかに質疑の方ございませんか。

11款災害復旧費の質疑を願います。

第12款公債費の質疑を願います。

小野委員。

小野正幸委員

12款1項1目22節、108ページになります。ここに財務省長期債元金1億6,460万3,000円
とありますが、これは何によるものなのか。今後、また同じような額が元金として残って
いて、続いていくものなのか。ちょっとお教え願えればなというふうに思います。

委員長（田澤隆委員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

お答えをいたします。財務省から借りている元金の返済について、1億6,460万3,000円
円ですか。今回予算を計上させていただきましたが。借入金、起債の償還がですね、年2
回、9月と3月に行われます。それぞれの償還の元金の合計といたしまして、今回1億
6,400万ですか、計上させていただきましたが。これは、ちょっと中身、今すぐ出ませんけ
ども、8年度で償還が終わるものがあれば当然減っていきますし。今、現在行っていたのは
ヤードの借入等々ありますけども、それは3年据え置きで3年後に元金の償還が始まるの
で、そういった時間が終わると始まるのとずれていきますので。ちょっと一概にどうな
るかっていうのは、いきませんが。ここに載せている金額は、来年度支払う年2回の
償還の金額ということになってございます。以上です。

委員長（田澤隆委員）

小野委員。

小野正幸委員

償還の年度といいますか、これは20年くらいですか。30年くらいですか。ちょっとお教え願えればなど。

委員長（田澤隆委員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

お答えをいたします。ものによってそれぞれ償還の年というのが違いますので。それに合わせて借入れを行っているところがございますので、一概に20年っていうのは、言えないのかな。長ければ20年なんですけど、短期であれば5年とか、そういったことも中にはございます。以上です。

委員長（田澤隆委員）

小野委員。

小野正幸委員

はい、ありがとうございました。やっぱり借金をして、でないとやっぱりどこの家庭でもそうですけども、なかなか事業を進めていくことはできないというのは、まさしくそのとおりだと思います。

次もう一つ。縣市町村職員共済組合長期債元金。これも1億4,100万ほどあるんですが、これも少しお話いただければと思います。先ほどの質問と重複しますが、教えていただければなどと思います。

委員長（田澤隆委員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。内容といたしましては、先ほどの財務省の長期債の方と同じような内容のものでございますが。いわゆる財務省であるとか、ゆうちょであるとか、あるいは青銀であるとか、今おっしゃった市町村共済組合であるとか、借入先が様々でござ

ざいます。これは、いわゆる借金をする事業の内容によって、例えば財務省はその事業は対象にならないとか、そういったものがございまして。市町村共済組合は割と、言い方があれですけども、割と何にでも対応できるとか、そういったところで使い分けをしているものでございます。以上です。

委員長（田澤隆委員）

小野委員。

小野正幸委員

ありがとうございます。今、お話した、いろいろとこう、お借りしてるところはあるのですが、今、金額の大きいところだけちょっと質問させてもらいました。村にとってのこの借入れといいますか、私よく分からないんですが、年間どのくらいまでだったら、その償還するにいい額なのか。そうなれば、金額としては、どのくらいまでやっていけるのか。ただ、これも毎年のようにできるわけでもなく、やっぱり計画的にそのところは、事業は進めていかなければならないと思うので、その辺もちょっとお伺いできればなというふうに思います。

委員長（田澤隆委員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。いくらならっていうところは明確な基準といいますか、そういったものはないのかなっていうふうには思いますけども。昨年の決算議会のときに議員の皆様には、公債費比率等々の指標の御説明をさせていただいたかと思えます。村といたしましては、赤字比率始め将来負担比率まで4つの比率の中で、公債費比率が15パーセントであるとか、そういったところに行かないように努力していくというようなお話をさせていただきました。昨年度は8.8パーセントと、これからまたもう少し上がるかもしれないってようなお話をさせていただきましたけども。財政として一応考えているのは、今年度の当初予算で村税が6億の計上をさせております。いわゆるこの6億を全て借金の返済に充てるというのは、これは異常事態だろうというふうに考えております。ですので、決算ベースでそういった村税を上回るような借金の返済、要は単年度の借金の返済額にならないようにということです。今予算を計上している3億、4億この辺のところをキープしていきたいなというふうには考えております。ただ、それも波がありますの

で。一応そういうのも気をつけながら運営していきたいなというふうに考えております。
以上です。

委員長（田澤隆委員）

小野委員。

小野正幸委員

はい、大変ありがとうございます。私たち村民にとってはすごく大事なことだろうと思いますので、皆さん努力をしながらやっていかなければならないと思います。ということで、私の質問は終わります。

委員長（田澤隆委員）

ほかにございませんか。

第13款予備費の質疑を願います。

給与費明細書の質疑を願います。

債務負担行為に関する調書の質疑を願います。

地方債に関する調書の質疑を願います。

財源構成調書の質疑を願います。

経費の性質別分析表の質疑を願います。

地方消費税交付金が充てられる経費調の質疑を願います。

議案第6号の第1条から第5条までの質疑を願います。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

議案第7号 令和8年度田舎館村国民健康保険特別会計予算

委員長（田澤隆委員）

議案第7号令和8年度田舎館村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

予算事項別明細書、歳入、第1款国民健康保険税の質疑を願います。

第2款使用料及び手数料の質疑を願います。

第3款国庫支出金の質疑を願います。

第4款県支出金の質疑を願います。

第5款財産収入の質疑を願います。

第6款繰入金の質疑を願います。

第7款繰越金の質疑を願います。

第8款諸収入の質疑を願います。

歳出、第1款総務費の質疑を願います。

第2款保険給付費の質疑を願います。

第3款国民健康保険事業費納付金の質疑を願います。

第4款保健事業費の質疑を願います。

第5款基金積立金の質疑を願います。

第6款諸支出金の質疑を願います。

第7款予備費の質疑を願います。

給与費明細書の質疑を願います。

議案第7号の第1条及び第2条の質疑を願います。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

議案第8号 令和8年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算

委員長（田澤隆委員）

議案第8号令和8年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

予算事項別明細書、歳入、第1款後期高齢者医療保険料の質疑を願います。

第2款使用料及び手数料の質疑を願います。

第3款繰入金の質疑を願います。

第4款繰越金の質疑を願います。

第5款諸収入の質疑を願います。

歳出、第1款総務費の質疑を願います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金の質疑を願います。

第3款保健事業費の質疑を願います。

第4款諸支出金の質疑を願います。

第5款予備費の質疑を願います。

給与費明細書の質疑を願います。

議案第8号の第1条の質疑を願います。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

議案第9号 令和8年度田舎館村介護保険特別会計予算

委員長（田澤隆委員）

議案第9号令和8年度田舎館村介護保険特別会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

予算事項別明細書、歳入、第1款保険料の質疑を願います。

第2款使用料及び手数料の質疑を願います。

第3款国庫支出金の質疑を願います。
第4款支払基金交付金の質疑を願います。
第5款県支出金の質疑を願います。
第6款財産収入の質疑を願います。
第7款繰入金の質疑を願います。
第8款繰越金の質疑を願います。
第9款諸収入の質疑を願います。
歳出、第1款総務費の質疑を願います。
第2款保険給付費の質疑を願います。
第3款地域支援事業費の質疑を願います。
第4款基金積立金の質疑を願います。
第5款諸支出金の質疑を願います。
第6款予備費の質疑を願います。
給与費明細書の質疑を願います。
議案第9号の第1条及び第2条の質疑を願います。
質疑はないものと認めます。
これより、討論に入ります。
討論はないものと認めます。
これより、議案第9号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「なし」の声あり）
御異議ないものと認めます。
よって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

議案第10号 令和8年度田舎館村農業集落排水事業会計予算

委員長（田澤隆委員）

議案第10号令和8年度田舎館村農業集落排水事業会計予算を議題といたします。
これより、質疑に入ります。
予算実施計画、収益的収入及び支出の質疑を願います。
資本的収入及び支出の質疑を願います。
令和8年度予定キャッシュ・フロー計算書の質疑を願います。

債務負担行為に関する調書の質疑を願います。
令和8年度予定貸借対照表の質疑を願います。
令和7年度予定損益計算書の質疑を願います。
令和7年度予定貸借対照表の質疑を願います。
議案第10号の第1条から第6条までの質疑を願います。
質疑はないものと認めます。
これより、討論に入ります。
討論はないものと認めます。
これより、議案第10号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 (「なし」の声あり)
御異議ないものと認めます。
よって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

議案第11号 令和8年度田舎館村下水道事業会計予算

委員長（田澤隆委員）

議案第11号令和8年度田舎館村下水道事業会計予算を議題といたします。
これより、質疑に入ります。
予算実施計画、収益的収入及び支出の質疑を願います。
資本的収入及び支出の質疑を願います。
令和8年度予定キャッシュ・フロー計算書の質疑を願います。
給与費明細書の質疑を願います。
債務負担行為に関する調書の質疑を願います。
令和8年度予定貸借対照表の質疑を願います。
令和7年度予定損益計算書の質疑を願います。
令和7年度予定貸借対照表の質疑を願います。
議案第11号の第1条から第7条までの質疑を願います。
質疑はないものと認めます。
これより、討論に入ります。
討論はないものと認めます。
これより、議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

議案第12号 令和8年度田舎館村水道事業会計予算

委員長（田澤隆委員）

議案第12号令和8年度田舎館村水道事業会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

予算実施計画、収益的収入及び支出の質疑を願います。

資本的収入及び支出の質疑を願います。

令和8年度予定キャッシュ・フロー計算書の質疑を願います。

給与費明細書の質疑を願います。

令和8年度予定貸借対照表の質疑を願います。

令和7年度予定損益計算書の質疑を願います。

令和7年度予定貸借対照表の質疑を願います。

議案第12号の第1条から第8条までの質疑を願います。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

委員長（田澤隆委員）

以上で、本委員会は、付託された案件の審査は全て終了しました。9日、月曜日に予定しておりました予算特別委員会につきましては、休会といたします。

なお、本委員会の委員会審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願

います。

閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。委員各位には、終始熱心に節度ある、慎重な御審議を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

また、理事者並びに説明員各位におかれましても、審査の円滑な運営に御協力をいただき、改めてお礼を申し上げます。

本委員会の審査を全部終了したわけですが、皆様の御指導、御協力と、付託されました全議案を原案のとおり可決できましたことに、深く感謝申し上げ、誠に簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

閉会

委員長（田澤隆委員）

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午前11時07分 閉会

署名

田舎館村議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

臨時委員長 平川重廣

予算特別委員長 田澤隆